

# 『開元占經』の諸抄本と近世以降の傳來について

佐々木 聰

## はじめに

唐・瞿曇悉達等奉敕撰『開元占經』は、開元年間における天文曆學及び占術の集大成として、從來、天文史や術數學の研究者により重要視されてきた。特に近年では、出土文獻中に見える日書、或いは敦煌文獻中の占書などとの比較資料としても關心が高まっている。筆者も唐以前の鬼神觀と怪異五行占の關係を研究する上で、本書に注目している。

その一方で、本書は問題の多い資料としても知られる。近世以降の流傳や現在本の素性に不明な點が多いことに加え、後述するように一部の内容が大きく異なる抄本も知られる。しかし、こうした問題にも関わらず、日本・中國・臺灣に散在する20種以上のテキストについては、網羅的な調査が行われず、そのため、本書の位置づけや扱いには確かな指針が示されてこなかった。

そこで、筆者は各國の機關を巡り、實地調査を行い、各抄本の系統や特徴の整理を進めてきた。その結果、從來不明であった『開元占經』の抄本系統を明らかにしたことに加え、抄本の素性を裏付ける新知見

『開元占經』の諸抄本と近世以降の傳來について

も獲得できた。小稿では、こうした實地調査の成果を踏まえ、『開元占經』の流傳狀況に一つの指針を提示してみたい。

## 第一章 『開元占經』の流傳に関する問題點と

### 先行研究の整理

既に先行研究で言及されているが、先ずは歴代の目錄類の記録を確認しておきたい。主な書目に見える記述を挙げれば、先ず唐代では『新唐書』卷五九・藝文志三・丙部子錄・天文類に「大唐開元占經一百一十卷〔瞿曇悉達集〕」（「」は原註）とあったものが、續く宋代では『宋史』卷二〇六・藝文志五・子類・天文類に「瞿曇悉達開元占經四卷」、『崇文總目』卷四・天文占書類に「開元占經三卷、釋悉達撰」、鄭樵『通志』藝文略・天文總占に「大唐開元占經一百一十卷〔今存三卷〕」、王應麟『玉海』卷三・天文・天文書下に「藝文志大唐開元占經一百一十卷〔國史志四卷、崇文目三卷〕」などがあり、唐代に百十卷あったという『開元占經』は、宋代以降の書目では三、四卷を残すのみであった。このように本書は宋代までに大部分が散佚したと思われる。ところが明

末の萬曆四十四年（一六一六）に、程明善という人物が古い佛像の中から發見し、再び流布するようになったという。これがよく知られた通行本（程明善本系統）の出自である。

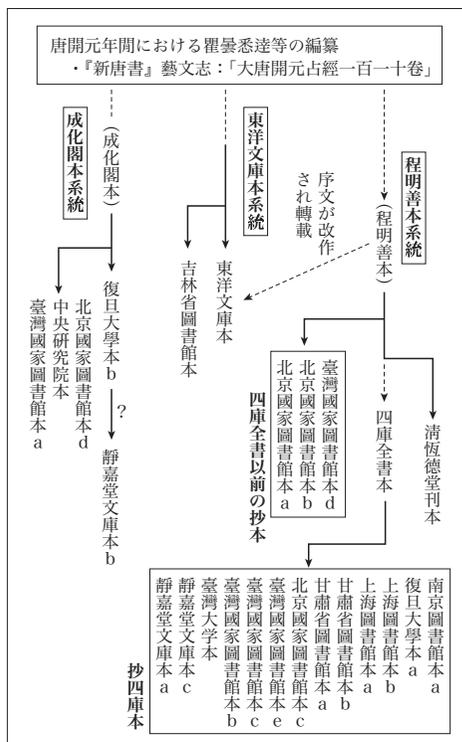
これに對し、一九六〇年代、安居香山氏は東洋文庫と靜嘉堂文庫に通行本とは内容の異なる抄本があることを發見した。すなわち卷九一が大幅に増補された東洋文庫本、そして卷九一から九七のみの殘卷本ながら通行本とは内容が大きく異なる靜嘉堂文庫本bである。しかし、安居氏の研究でも、兩抄本の素性は不明であつた。

安居氏の研究を踏まえれば、二抄本をめぐり様々な問題が想起される。すなわち、同様の抄本が他にも傳存するか否か、或いは他の部分異なる抄本の有無など、また、これらの系統不明抄本の出自や素性についても可能な限り検討を要する。しかし、こうした問題は、その後の研究でも顧みられることはなかつた。現在、27種類の抄本と1種類の刊本が確認できるが、一九八九年に書かれた薄樹人氏の研究や最近の黃復山氏の研究でも、實見したのは三、四種類程度で、全體的な把握はなされていない。もとより、從來の通行本もまた問題が少なくない。特に明末の程明善の發見後の流傳状況は不明であり、通行本間でも相當な異同がある點は、資料運用上看過できない問題である。

いずれにしても、問題の検討のためには、何より先ず、現存する抄本群の全體的な調査が不可欠である。そこで、筆者は現在確認されている28種中26種について調査を実施した。百二十巻という大部な上、限られた日程で、また撮影・複寫も出来ない場合が多かつたため、萬全を期せなかつた點もあるが、書誌的検討を中心とした調査により、諸本の系統分類を試みた。その下敷きとなつたのが、安居香山氏が發見した二抄本（東洋文庫本と靜嘉堂文庫本b）であつた。調査を進めて

いく中で、これらと類似の特徴を持つ抄本が見つかり、諸本の系統も徐々に明らかになってきた。すなわち、現存する諸抄本は、東洋文庫本か靜嘉堂文庫本b、あるいは通行本、おおよそこの三つの系統のいずれかに屬することが分かつた。そこで次章では、各系統について新見を提示し、從來説の検討を試みたい。

### 第二章 「開元占經」諸本の三系統分類



筆者は調査に基づき、諸抄本を三系統に分類した。今、それぞれを①程明善本系統（通行本）、②東洋文庫本系統、③成化閣本系統（靜嘉堂文庫本b等）と呼ぶ。書誌調査を踏まえ、おおよそその繼承關係を再整理したのが右の圖である。以下にこの圖を踏まえながら、各系統に

ついて検討していきたい。なお諸本の書誌の詳細については論文末に附した『開元占經』調査所見表』を参照されたい。

### (一) 程明善本系統

この系統は、萬曆四十四年間に程明善なる人物が古佛の胎中より発見した百二十卷本を祖本とする。この発見はよく知られており、従来『開元占經』と言えば、この偶然的発見から世に再び流布したと考えるのが一般的であつた。それだけに、この系統の本は廣く流布しており、實際、調査した中でも最も多く傳存が確認できた。しかし、かえつて同一系統の諸本間でもテキストに多くの異同があることも明らかになつてきた。それは後述する別系統本のように巻の内容が完全に異なるものではないが、字句の異同・條文の存佚が相當にあるので注意が必要である。

本系統の異同を考える際に、一つの指標となるのが、四庫全書本である。乾隆年間に四庫全書が編纂された折、『開元占經』は浙江巡撫採進本を底本として編入されたが、その際に全體的な校訂を経ている。そのため、四庫全書本からの抄寫本とそれ以前の抄本では、テキストの状態がかなり異なる。四庫全書本がよく、明抄本は亂れが多いとされる<sup>①</sup>所以である。しかし、四庫全書本には校勘記もなく、校訂の過程も不明である。批判的に讀むのであれば、それ以前の抄本との對校も必要であろう。

そこで筆者は程明善本系統を、①四庫全書本からの抄寫本（以下「抄四庫本」と呼ぶ）と②四庫全書本以前の抄本に大別した。筆者の管見に據れば、四庫全書本には抄寫時の誤りと思われる特徴があり、抄四庫本は多くがこの特徴を引き繼ぐため、鑑定を目安となる。小稿では、

『開元占經』の諸抄本と近世以降の傳來について

そうした特徴に加え提要や識語の有無などから總的に判断した。先ず、四庫全書以前の抄本を挙げれば、臺灣國家圖書館本d、北京國家圖書館本a及びbがそれに當たる。また四庫全書編纂以降の刊本であるが、清恆德堂刊本も内容的には四庫全書以前の抄本の流れを汲む<sup>②</sup>。この内、清恆德堂刊本と北京國家圖書館本bは影印本がある（調査所見表6・16）。

一方、靜嘉堂文庫本a及びc、臺灣大學本、臺灣國家圖書館本b及びc、北京國家圖書館c、上海圖書館本a及びb、復旦大學本b、南京圖書館本aは、抄四庫本に分類される。これらは四庫全書本からの抄寫本という點では對校の必要性は低いものの、中には南京圖書館本aのように清朝學者の詳細な校注が付されたものもある。

以上が程明善本系統の概況であるが、注意が必要なのが、諸本に見える序跋や識語である。これについては安居香山氏の研究があるが、今回の調査では從來殆ど知られていなかった程明善の跋文なども見つかつている。實はこの程明善跋は程明善本系統のみならず、次の東洋文庫本系統の素性を検討する上でも重要な意味を持つ。そこで次節の東洋文庫本系統の概略を踏まえた上で、改めて検討することとした。

### (2) 東洋文庫本系統

先ずは東洋文庫本系統の特徴を整理しておきたい。東洋文庫本については、夙に安居香山氏が卷九一が大幅に増補された舊抄本として紹介している<sup>③</sup>。その後、筆者は吉林省圖書館にて、類似の抄本を見出したため、ひとつの系統と見なすこととした。今、東洋文庫本に據り増補箇所を見出しで示せば、次の通りである。

**風角** 候風法／風名狀／占風訣法／諸例／五音六屬法／五音占風

法／納音／地支十二辰五音法／五音相動風占／十干風并十二辰風占／八方暴風／**風角** 歲首正旦占／八節風占／乙上巳略例八節風占／三辰八角風占／**風角** 五嶽之音風占／五音風聲占法／雜占五音風／五音主客占法／音情占法／六情例／六情風鳴所起加時占／**風角** 候風知詔書／候風知赦／候風知遷官免罪法／候諸侯公貴客／候喪疾風占／飄風占／占風來遠近法／**風角** 十二歲月日時風占／三刑相會風占／雜風占／拾遺／五音次序／兩軍相守風占／出軍風占／城營占風／邊夷水賊風占／水火災

傍線で示した部分が、程明善本系統（四庫全書本）卷九一にもある内容である。程明善本系統では、大分類の風占は一つだが、東洋文庫本では五つの風占の大分類が立てられている。同様の内容が吉林省圖書館本にも見える（ただし、吉林省圖書館本は全體的に脱落箇所が多く注意が必要）。安居香山氏は、この増補は『觀象玩占』から轉載された可能性が高いと指摘する（注（11）参照）。しかし、例えば初めの方に見える「五音占風法」のように程明善本系統の不備を補完できる箇所もある。

尤も、東洋文庫本が従来注目されてきたのは、こうした内容の特異さよりも、その素性によつてであった。すなわち、東洋文庫本の圖南なる人物の序に「此本乃ち元人の一手抄録に系かる（此本乃系元人一手抄録）」とあることから、安居氏は、この抄本を元抄本から抄寫したものと見なし「元本」と呼んだ。従来知られる程明善本が明萬曆年間に發見された年代不明の古抄本であるのに對し、底本が元抄本と分かる別系統本が出て來たことは確かに重要であった。最近でも黃復山氏がこの指摘に據っている。

しかし、今回の調査で東洋文庫本の素性が再検討を要することが分

かつてきた。新たに發見した程明善の跋文により、東洋文庫本の底本を示す圖南序が、程明善跋と酷似していることが分かつたのである。程明善序を基準に兩者の異同を示せば、次のようになる。

程明善跋（北京國家圖書館本 a、傍書は圖南序との異同、○は共通字、×は圖南序にない字。【】は圖南序にのみある字句）

『大唐開元占經』一百二十卷、瞿曇悉達等奉敕之所撰也。『文獻通考』  
 『玉海』『崇文總目』『文淵閣藏書目』、皆不載其名。惟鄭夾深『通志』  
 畧。有其目、云、一百一十卷。竝无作者之名。且【其志】云、今僅  
 存三卷。【是當時已未其書也】陶九成著書甚富。其『輟耕錄』云、  
 角端二字乃馬名。見于『史記』。初無日行一萬八千里之說。【是陶公  
 亦未見之也。】我朝博洽、如楊升菴・何元郎・王鳳洲・陳五岳・焦  
 澹翁・胡云瑞諸公所著書、皆未道及。惟澹園先生『國史』經籍志所  
 載與『通志畧』同不過因鄭氏之說耳。【僅載其目、亦是百一十卷無  
 作者之名。】何元郎『四友齋叢說』云、緯書傳聞有七種、【爲】歷代所  
 禁藏書。好事之家、倘然遇此、【必】不可錯過。【然則元郎之所聞者乃  
 七種爾。】今考、『占經』有緯書七十餘種【集成】、皆宋元明傳。李太  
 儒【之】所未經見。余今得而讀之、何其幸矣。元世祖用兵沙漠  
 見一巨獸。云此去、非陛下所有、當宜回兵。問之。耶律楚材奏云、  
 此天之仁獸也。名角端。能作四夷語、日行一萬八千里。上帝好生惡  
 殺、故遣之、以告陛下。陛下急宜回兵。今此書具有其說、可見得見  
 者惟耶律氏一人【見之】而已。劉誠意沒後、太祖命人往取其生平  
 所讀天文書。其子乃以『觀象玩占』進。太祖命人重錄一過。想  
 劉公當日亦未有此、故南北靈臺具无藏本。『大唐開元占經』一百二十  
 卷、瞿曇悉達等奉敕の撰する所なり。『文獻通考』『玉海』『崇文總目』『文  
 淵閣藏書目』、皆な其の名を載せず。惟だ鄭夾深『通志畧』のみ其の目有

り、一百一十卷と云う。並びに作者の名無し。且つ【其の志に】今僅かに三卷を存すのみと云う。【是れ當時 己に未だ其の書を（見）ざればなり。】陶九成の著書は甚だ富む。其の『輟耕錄』に云えらく、角端の二字乃ち馬名なり、『史記』に見ゆ。初めより日に行くこと一萬八千里の説無し、と。

【是れ陶公も亦た未だ之を見ざればなり。】我が朝の博洽たる、楊升菴・何元郎・王鳳洲・陳五岳・焦澹翁・胡云瑞の諸公の著す所の書の如きも、皆な未だ道及せず。惟だ澹園先生『國史』經籍志の載する所は『通志畧』と同じければ鄭氏の説に因るに過ぎざるのみ。【僅かに其の目を載せ、亦た是れ百一十卷、作者の名無し。】何元郎『四友齋叢説』に云えらく緯書の傳聞七種有り、と。歴代藏を禁ずる所の書【たれば】、好事の家尙然として此れに遇わば、【必ず】錯過すべからず。【然らば則ち元郎の聞く所は乃ち七種のみ。】今考ふるに、『占經』に緯書七十餘種【の集成】有り、皆な宋元明の博學大儒の未だ經見せざる所なり。余 今得て之を讀めば、何ぞ其れ幸いなるや。元の世祖<sup>マ</sup>兵を沙漠に用いし時、一巨獸を見ゆ。（巨獸）云えらく、此れより去れ、陛下の有する所に非ず、急ぐ宜しく兵を回すべし、と。（世祖）之を問う。耶律楚材奏して云えらく、此れ天の仁獸なり。名は角端。能く四夷の語を作し、日に行くこと一萬八千里。上帝生を好み殺を惡みて、故に之を遣わし、以て陛下に告ぐ。陛下急ぐ宜しく兵を回すべし、と。今此の書 具に其の説有れば、見るを得たる者は惟だ耶律氏一人のみと見るべし。劉誠意の没後、太祖人に命じて往きて其の生<sup>レ</sup>讀む所の天文書を取らしむ。其の子乃ち『觀象玩占』を以て進す。太祖人に命じて重録せしめること一過。想うに劉公の當日も亦た未だ此れ有らず、故に南北の靈臺も具に藏本無し。】

\*傍線は圖南序に無い表現

ここまで兩者はほぼ一致する。その大意は、宋元明の博學大儒でも『開

『開元占經』の諸抄本と近世以降の傳來について

元占經』の閱覽が叶わなかつたこと、そして己がそれを手に出來た僥倖を述べたものである。しかし、これに續く序末・跋末の部分では、兩者の意圖は異なつてくる。先ず、程明善跋は、

余因布施裝金而得此書于古佛腹中。不知藏之何代、錄于何人。諒必非廳流之所能鑒辨也。一旦宜洩流布人間。亦足以徵余藏書好道之報矣。因跋卷尾、使人知所重云。／萬曆四十四年歲在丙辰秋七月、古歛程明善跋。（余 布施裝金に因りて此の書を古佛の腹中より得る。之を藏すること何代か、何人により錄せらるるかを知らず。諒に必ず廳流の能く鑒辨する所に非ざるなり。一旦宜しく洩らして人間に流布すべし。亦た以て余の藏書好道の報いを徵するに足るのみ。因りて卷尾に跋し、人をしりて重ずる所を知らしむと云う。萬曆四十四年歲 丙辰に在り、秋七月、古歛程明善跋す。）

とある。對して、圖南序は、次のように言う。

此本乃系元人一手抄錄。顧不重而可寶歟。圖南識。『占經』舊未有跋、紀錄以供同志。（此の本乃ち元人の一手抄錄に系る。顧に重んじて寶とすべからざらんや。圖南識す。『占經』舊より未だ跋有らざれば、紀錄し以て同志に供す。）

狀況から見て、圖南序が程明善跋を改作して作られたことは間違いないと思われるが、兩者の跋末・序末を見比べれば、その意圖する所の違いは明らかである。すなわち寫本の抄寫年代について、程明善跋では、「之を藏すること何代か、何人により錄せらるるかを知らず」として慎重な態度を取るのに對し、圖南序では同じ前提から「此本乃ち元人の一手抄錄に系る」と判斷する。それに合わせて圖南序では「是れ陶公も亦た未だ之を見ざればなり。」などの強調表現を加えている。要するに圖南は、元初の耶律楚材以後、明代まで如何なる人物も閱覽

できなかった以上、この抄本は元人が抄寫したものでらうと推測するのである。それは程明善跋の記述を読み替えたものであり、そこには特に客観的な判断材料はなかったようである。恐らくは、この程明善跋が程明善本系統の抄本から轉載され、東洋文庫本に挿入される過程で改作されたのだらう。結局、從來東洋文庫本の素性を推定する根據であつた圖南序は、本來程明善本系統の抄本に付された、やや恣意的な記述だったのである。したがつて圖南序が客観的な證左となり得ない以上、東洋文庫本系統の出自は不明とするのが妥當であらう。それでも本書が善本であること、資料的にも固有の價値を持つことは疑い無いのである。

また、程明善の發見以前の『開元占經』の傳存についても、圖南序の再検討により否定される譯ではない。實は、この點については圖南序以上に重要な資料が見つかつてゐる。それが次に紹介する成化閣本系統の諸抄本である。

### (3) 成化閣本系統

成化閣本とは、清・邵懿辰『四庫簡明目録標注』に、黃丕烈が曾て見たとある「成化年閣本」を指す。これは既に黃復山氏が指摘するよう<sup>①</sup>に、黃丕烈の夏文彦『圖繪寶鑑』に付した題識に、

吾曾見成化時閣本大唐開元占經、每册俱用黃綾作部面、復用黃絹作箋簽條。(吾曾て成化の時の閣本『大唐開元占經』を見るに、每册俱に黃綾を用て部面を作し、復た黃絹を用て箋簽條を作す。)

とあるのがそれである。この記事では詳細不明だが、ともかく程明善の發見より百數十年遡る成化年間に、宮中の藏書閣に『開元占經』が秘藏されていたこととなる。しかし、これまで成化閣本は現物が確認

されず、その實態は不明であつた。

ところが筆者が調査を進める中で、成化紀年の御製序を持つ抄本が見つかり、そこから成化閣本を祖本とする複數の抄本群の存在も明らかになつてきた。まずは、その起點となつた、復旦大學本bについて述べてみたい。

當抄本は清・陳鱣の舊藏本で、「曆」「玄」を避諱するなど、清乾隆以降の抄本であるが、冒頭に「御製重錄開元占經序」と題した御製序を置き、その末尾に「成化壬寅年九月朔日」の紀年を持つ。また書耳に「讀未見書齋鈔本」(讀未見書齋は黃丕烈の書齋名)とあるから、元は黃丕烈の藏本であり、後に彼と友誼のあつた陳鱣の藏書に歸せられたようである。これらの點から考えて、當抄本は黃丕烈が實見したといふ成化閣本を抄寫したものと推定される。

こうした書誌的な特徴に加えて、復旦大學本bはまた内容にも特徴を持つ。すなわち卷九一から九七の内容が程明善系統とも東洋文庫本系統とも異なるのである。そして、實はこの内容は、既に第一章で述べた安居香山氏が發見した異本(靜嘉堂文庫本b、卷九一から九七のみの殘卷本)と一致する。つまり安居氏の研究では正體不明の異本とされていた靜嘉堂文庫本bが、復旦大學本bにより、成化閣本系統の抄本であつたことが判明したのである。

卷九一から九七の内容は既に安居氏が靜嘉堂文庫本bを元にまとめているが、簡単に整理しておく、卷九一風占、卷九二雨占、卷九三候歲善惡占、卷九四雜雲氣占、卷九五雲氣犯二十八宿占、卷九六雲氣犯石氏甘氏中外官占、卷九七猛將軍陣勝敗雲氣占となつており、見出し上は程明善本系統と似ているが、内容は相當に異なる。例えば、卷九五・九六は部立てや占文がほぼ同じものの、程明善本系統で脱落し

ている引用書名が全て残っている。また字句の異同や條文の出入り、或いは配列の違いも相當ある。残りの五巻については、占法の種類は近いが、部立て・占文・出典など内容は完全に異なるため、却って新出資料として扱うべきかもしれない。無論、卷九一から九七以外の部分も異同は相當な數に上る。従来、靜嘉堂文庫本bは「異本」として扱われてきたが、出自が明らかになった今、これらの抄本の位置づけも變わって来よう。

なお、同系統に屬する清抄本がさらに數部見つかつている。すなわち北京國家圖書館本d、中央研究院本、臺灣國家圖書館本aである。いずれの抄本も卷九一から九七の内容、そして御製序を持つ點まで全て一致する<sup>20</sup>。しかし、復旦大學本b以外の抄本は御製序に紀年を缺いたため、それが誰のものか不明であり、これまで重要性が看過されてきた。現存するのが全て清抄本であることから、恐らくは清朝皇帝の御製序と見なされたのだろう。

しかし今回、従来全く着目されてこなかった復旦大學本bに成化紀年の御製序が見つかったことで、古くは安居香山氏、最近では黃復山氏により想定されていた萬曆以前の『開元占經』の傳存が、物的證據から裏付けられたことになる。そこで次章では、この成化閣本に焦點をあて、『開元占經』の傳來を考えてみたい。

### 第三章 成化閣本の傳來について

#### (一) 元・明における『開元占經』

宋代の書目に三、四巻本のみが見えていた『開元占經』は、元代以降、全く傳存が不明となる。本章では、成化閣本や新出資料を手がかりに

『開元占經』の諸抄本と近世以降の傳來について

元代以降の傳來を考えてみたい。そのために先ず、禁書政策との關わりを確認しておきたい。中國の歷代王朝では、天文や占卜に關する圖書はしばしば禁書對象となつた。『開元占經』に多く引かれる國家規模の天文五行占や緯書圖讖、曆などは、取り締まりの筆頭であつた。ただし、こうした禁書には二つの意味があつたことを確認しておきたい。すなわち、一つには、ともすれば國家轉覆にも利用されかねない書物が民間に流布するのを防ぐこと、もう一つは國家運営の要でもあるこれらの諸書を接收し、國家が獨占管理することである<sup>21</sup>。

この點を踏まえ、注目したいのが、近年發見された元代の『至正條格』である。その卷二・斷例・職制「隱藏玄藏圖讖」に『開元占經』が見えている<sup>22</sup>。

泰定二年十二月十三日、中書省奏節該「合禁的文書、如今嚴立斷例、各處徧行文書、張掛榜文。但係世祖皇帝時分禁了來的、並在後累朝禁了來的禁書、不揀誰根底有呵、文字到日、壹伯日已裏、教他每自便燒燬了者。休藏留者。若壹伯日之外、不行燒燬的、首告出來呵、杖壹伯柒下、籍沒家產一半、於那錢物的壹半、付告人充賞呵、庶使無知的人每不致傷害姓(性)命、多人每不遭禍擾也者。」奏呵、奉聖旨「那般者。」欽此。令太史院・司天監與禮部・翰林國史院・集賢院・刑部、一同議得合禁等書、開列于後。(泰定二年(一三三五)十二月十三日、中書省の奏の節該に「當然禁すべき書物は、今嚴しく斷例を立て、各所に徧く文書を下し、榜文を立て掛ける。ただし世祖皇帝の時代に禁止された禁書や以後の歷代朝で禁止された禁書は、いかなる物も、文書が届いた日から百日以内に、その所有者らに自ら速やかに燒却させよ。藏して留め置くなかれ。もし百日を過ぎて燒却せず、それが告發された場合、杖一百を加え、家産の半分を沒收し、その沒收した財産の半分を告發

者へ與えたならば、無知の人々に性命を損なわせず、多くの人々を憂患に遭わせないことになろう。このように奏したところ、奉じた聖旨に「そのようにせよ」とあった。太史院・司天監に命じ、禮部・翰林國史院・集賢院・刑部と共に協議させ、それで決まった當然禁すべき類の書は、後に開列する。

以上のように述べ、次の禁書目録を挙げる。

乾象通鑑／天官要覽／乾象新書／五行類事占／大象賦／戎軒指掌／古今通占／握鏡占／觀象隱微通占／天文總錄／乙巳占／荊州占／開元占／通天玉鏡／天文祥異／景祐占／天文精義賦／天文祥異賦／周天星圖／天文主管／風角集／歷代占天錄／懸象賦／天元玉冊／占書類要／福應集／太一龜鑑／太一新書／淘金歌／金鏡式／紫庭經／紫庭秘訣／龍虎經／太一雌雄鈴／太白陽經／太白陰經／符應經／萬一訣／專征賦／遁甲細鈴圖／太一雷公式／七曜曆／推背圖／五公符／苗太監偽造圖讖文書／博聞錄／顯明曆／推背圖／血盆／及應合禁斷天文圖書、一切左道亂正之術（及び應合に禁斷すべき天文圖書、一切の左道亂正の術）

こうした禁書令の場合、天文占書や緯書圖讖の類は「天文圖書」などと總稱されるのが一般的であるから、その「天文圖書」の中にいかなる書が入っていたかを知り得るところに、この資料の固有の價值がある。その中に『開元占經』の名が見えている。本書がもし本當に宋代に大部分が散佚していたならば、禁書の対象となることも無かつただろう。無論、搜書のために佚書を記載した可能性も疑えるが、それならば傍線部に見えるように検分も無しに焼いたりせず、接收して秘書監などへ送付を命じるはずである。天文の専門機關である太史院・司天監並びに關係官署間で協議した結果が、この速やかな焼却處分であ

るからには、これらの書物は既に秘書監に收藏されていたのだろう。『開元占經』の場合、當然それは宋代の書目に見える三、四卷本ではなく完本だったはずである。

その元代の傳本が明に受け継がれた可能性がある。次に元末明初の状態を検討してみたい。そこで手がかりとなるのが、『天元玉曆祥異賦』という天文占類書である。本書は明・洪熙帝の御製序を持つが、馮錦榮氏によれば、元末明初、兩朝に仕えた天文官の作とされる。本書は『開元占經』の引用例が多く、既に黃復山氏の検討があるが、氏は『開元占經』からの孫引きと思われる讖緯文獻の引用例（『開元占日』と記さない）に着目する。しかしここでは、『開元占日』と明示して引く箇所に着目したい。と言うのも、これらの引用例から『天元玉曆祥異賦』と成化閣本との繋がりが窺えるからである。

先ず『天元玉曆祥異賦』（⑤内閣文庫藏彩繪抄本、十冊本）所引の『開元占經』各條を抽出すると、六三條あり、それぞれ『開元占經』でいう日占（卷五〜一〇）・月占（卷一一〜一七）・熒惑占（卷三〇〜三七）・太白占（四五〜五二）・雜雲氣占（卷九四）・猛將軍陣勝負雲氣占（卷九七）にあたる。無論、各卷から滿遍なく引かれている譯ではないが、いずれにしても三、四卷に収まる量ではない。やはり、完本に近い本を用いたと考える方が自然だろう。

その上で、注目したいのが、『開元占經』の雜雲氣占（卷九四）・猛將軍陣勝負雲氣占（卷九七）からの引用と思われる箇所である。これは『天元玉曆祥異賦』第七冊に六例、第九冊に一例ある。紙幅の關係で全ては紹介できないが、今試みに數例を挙げれば、『天元玉曆祥異賦』第七冊・敗軍氣占に、

開元占曰、敵上氣如群鳥亂飛、此衰氣也。疾往擊之大敗。（開元占に

曰く、敵上の氣 群鳥の亂れ飛ぶが如きは、此れ衰氣なり。疾く往きて之を撃たば大いに敗る。」\*テキスト比較が目的であるため、以下、類似の占文は訓讀を省略

とある占文は、成化閣本では「兵書曰、軍上氣如群鳥亂飛、衰氣也。疾往擊之大勝。」(㊤復旦大學本、卷九七軍敗氣)とあり、程明善本に「軍敗氣如群鳥亂飛。疾伐之必大勝。」(㊤四庫全書本、卷九七敗軍氣)とある。雙方に異同はあるが、成化閣本の方が句作りが近く、また「衰氣也」の文も共通する。また同じく敗軍氣占に、

開元占曰、敵上氣如人臥無手足者、軍敗。(開元占に曰く、敵上の氣人の臥して手足無き者の如くんば、軍敗れる。)

とあるのは、成化閣本では、「兵書曰、敵上氣如人臥無手足、敗。」(同軍敗氣)とあり、ほぼ同文である。一方、程明善本では、卷九四兵氣に見える次の箇所が該当する。

軍上氣如死蛇、如擊牛…略…如捲席①、如懸衣、如匹布亂攘①…略…或如臥人無手足、②…略…者皆敗軍之氣。擊之必克。③(軍上の氣死蛇の如き、擊牛の如き、…略…捲席の如き①、懸衣の如き、匹布の亂攘するが如き①…略…或いは臥人の手足無きが如き②…略…者は皆な敗軍の氣なり。之を撃たば必ず克つ。③)\*…略…は前後と同様「如○○」の表現が入る。

ここでは軍上氣の様々な形を列挙するが、その中で傍線部②③が先の占文と類似するものの、やはり字句や解釋は異なる。また、この箇所の傍線部①は、『天元玉曆祥異賦』第七冊に「開元占曰、雲氣如捲席布帛亂攘皆爲將敗之徵」とある占文に類似するが、氣形は同じでも解釋が異なる。この箇所も成化閣本に「京房曰、雲如卷席匹布亂攘者皆爲敗徵」とある占文がほぼ一致する。

その他、『天元玉曆祥異賦』第九冊戰陣氣占「開元占曰、雲如耕隴、

兵必有驚大戰流血(雲の耕隴の如きは、兵必ず驚く有れば大いに戦い流血す)」條は、成化閣本卷九七に「雲隴者兵必大驚。形如耕隴」とあるが、程明善本には該当する條文を見出せない。

以上の検討から考えて、『天元玉曆祥異賦』の編纂時には成化閣本に近い抄本が用いられたようである。恐らく、それが成化閣本の祖本だったのではないか。それは表向きの記録には全く見えないが、禁書となつた天文占書には、皇帝ただ一人のみを除き、祕書監の官員ですら閱覽が許されないものもあつたから、『開元占經』もまた嚴重に祕匿されたとしても不思議はない。それが後に成化帝の目に觸れることとなつた。成化閣本(復旦大學本)の御製序に次のように言う。

前略：朕深鑑茲而一念之敬乎天者、凜然若捧盈御朽、靡敢懈惰。故凡占天之書悉命繕錄、置左右以備觀省。偶而展及唐玄宗、救太史瞿曇所撰開元占經、文詞浩瀚、議論淵宏、引證有據、占驗有法、誠非他書之可以伯仲也。…後略(朕深く茲を鑑みて之を一念して天を敬わば、凜然たること捧じて御朽を盈たすが若く、敢えて懈惰する靡し。故に凡そ占天の書悉く繕録せしめて、左右に置き以て觀省に備う。偶たまに<sup>(展覧する)</sup>て展ずること唐玄宗の太史瞿曇に救して撰する所の『開元占經』に及ぶに、文詞は浩瀚、議論は淵宏にして、引證に據有り、占驗に法有り、誠に他書の以て伯仲すべきに非ざるものなり。)

ここでは天文占を重んじた成化帝が天文占書を集覧する中で、はからずも『開元占經』にまで展覧が及んだことが書かれている。そこには稀書に巡り逢えた僥倖を言祝ぐ態度も窺える。この『開元占經』は『文淵閣書目』や後の『内閣書目』にも見えないから、やはり成化帝の御覽を経た後も祕藏され続けたのだろう。

## (2) 清代における成化閣本の流出

明朝では秘藏され続けた成化閣本が世に出たのは、清代も乾隆年間に入ってからであった。現在、抄出本である靜嘉堂文庫本bを含め、五種類の成化閣本が確認できる。今、それぞれの舊藏者を見てみると、復旦大學本bは黃丕烈・陳鱣、靜嘉堂文庫本bは李兆洛・陸心源、北京圖書館本dは陳揆、臺灣國家圖書館本aは陸芝榮、さらに臺灣國家圖書館本aは題識から趙魏・汪繼培と寫し繼がれてきたことが分かる。いずれも江蘇・浙江の出身者であり、成化閣本はこうした江浙地域の藏書家を中心に流布したようである。<sup>28)</sup>

ただし、その流布の元が黃丕烈の抄本だったかは断定できない。確かに成化閣本を經見したとして唯一記録が残る黃丕烈であるが、實際に成化閣本を詳細に對校してみると、復旦大學本bのみ脱落している部分があるなど、<sup>29)</sup>この抄本を起點として他の諸本が抄寫されたとは些か考え難い點もある。靜嘉堂文庫本bを除けば、<sup>30)</sup>諸本は復旦大學本b以外からの抄寫、或いは、それが成化閣本の現物であった可能性もある。いずれにしても、流布の經緯については慎重に考える必要がある。ここではひとまず、黃丕烈をはじめとした江浙の藏書家らにより見出され、程明善本と比べてやや限定的な範囲で廣まったと考えておきたい。

成化閣本の流出の時期は不明だが、現存するのが乾隆以降の清抄本のみであること、成化閣本同士では異同が少ないことから考えて、恐らくはかなり後代まで殆ど目に觸れず、宮中に秘藏されていたのではないか。一方で、四庫全書編纂時には、成化閣本が用いられた形跡がないから、四庫館が発足する乾隆三十八年(二七七三)頃には、成化閣本は既に宮中から流出していた可能性がある。

紀年を持たない抄本が流布した理由は不明だが、次のような背景が考えられる。現存する抄本が寫された乾隆末から嘉慶年間當時、既に四庫全書に編入されることで公認を得た『開元占經』であったが、そもそも明朝皇帝の御製序が見つかつていれば、結果は違っていた可能性がある。いずれ筆禍を恐れた當時の藏書家からすれば、成化帝の御製序は非常に危険視されたはずである。實際、明・洪熙帝の御製序を持つ先の『天元玉曆祥異賦』が、四庫全書編纂の際に徵發され、禁毀處分となつている。恐らくこのような配慮から紀年が削られたのではないか。その後、遂に清朝では『開元占經』が禁書リストに載ることはなかつた。

## おわりに

以上、小稿では書誌調査に基づき、現存する『開元占經』諸本を三系統(程明善系統、東洋文庫本系統、成化閣本系統)に分類し、それぞれの特徴・留意點を明らかにした。その上で、三系統中で最も素性の確かな成化閣本系統の諸本に注目し、新出資料も含めて検討することで、從來、全く不明であった元・明以降の傳來狀況を檢討した。すなわち、萬曆の程明善の發見以前、少なくとも元・明兩朝では宮中に『開元占經』が秘藏されており、今日傳存する成化閣本系統は、こうした宮中の秘藏本の流れを汲むと思われる。その後、成化閣本は明朝の書目に記載されることもなく秘藏され続け、そして清朝にも受け繼がれたが、いかなる經緯からか宮中より流出し、その後、出自を隠して流布したようである。

また、こうした秘匿狀況の背景には、各時代毎の禁書政策が大きく

関わっているようである。『開元占經』の場合、書目への記載の有無が、必ずしも本書の存佚を裏付けないことは、宋以前の傳來を考える上で看過できない。少なくとも、當時の書目に三、四巻本のみが見える状況は、検討の餘地がありそうである。

いずれにせよ、成化閣本系統の諸本が現在最も素性の確かな抄本と言えるようである。通行本との異同は、筆者の管見でも相當な數に上る。目下、成化閣本系統の抄本は、どれも簡便に閲覽できない状況にあるが、今後、翻刻や校訂にむけた取り組みも必要だろう。<sup>39)</sup>

術數文獻には抄本として傳わるものが多く、中には書誌的問題が未解決なものも少なくない。そのため、時に研究の障害ともなるが、書誌調査と基礎研究の面から、從來知られていない在り方も見えて來るように思われる。今後、關連文獻も含め、丁寧なアプローチを續けていきたい。

注

- (1) 數内清氏は、その時期を開元六、一四年の開とする。(『唐開元占經中の星經』、『東方學報』(京都)、第八册、一九三七年)。
- (2) 『大唐開元占經異本考』(『東京教育大學文學部紀要』三三號、一九六一年)。その他、安居氏には『大唐開元占經識語考』(『漢魏文化』一號、一九六〇年)、『東洋文庫所藏抄本大唐開元占經補考』(同前二號、一九六一年)、『大唐開元占經異本再論』(『大正大學學報』三〇號、一九六八年)がある。
- (3) 安居氏は前者を「元本」、後者を「道光異本」と呼ぶが、この呼稱は小稿の検討では齟齬を來す。そこで煩雜を避け、以下各抄本の呼稱には所藏機關名を採り、複數ある場合は英字を付して區別する。
- (4) 『開元占經』——中國文化史上的一部奇書(『唐開元占經』(影印)中

『開元占經』の諸抄本と近世以降の傳來について

國書店、一九八九年)

- (5) 『開元占經』版本流傳考(殷善培・周德良編『叩問經典』臺灣學生書局、二〇〇五年)
- (6) 四庫全書の影印本は何版か刊行されているが、『開元占經』の場合、單行の影印本として中國書店本(注(4))がある。本書は底本を明記しないが、版式・内容から明らかに四庫全書本である(ただし「欽定四庫全書」の文言や「文淵閣寶」印は削除されている)。
- (7) 潘鼐「開元占經提要」(『中國科學技術典籍通彙』天文卷五、河南教育出版社、一九九六年)
- (8) 四庫全書本は、目錄では卷一一六を獸占とするが、本文では卷一一六は冒頭に鳥占の内容があり、途中から獸占の内容となる。つまり本來、卷一一五鳥占/卷一一六獸占であるのを、分巻を誤りこのように卷一一五と卷一一六に鳥占がまたがる構成になったものである。これは四庫全書本のみに見える特徴であり、四庫全書本からの抄寫本にはこの誤りを引き継いだものが多い。尤も四庫全書本をさらに校訂した抄本ではこの誤りを正したものもあり、過信は禁物であるが、参考にはなるかと思ふ。
- (9) 清恆德堂刊本は封面に「欽定四庫全書校本」とあるが、明らかに四庫全書本と異なる。四庫全書本との異同が多く、全體的に字句も亂れている。例えば卷九五「井宿雲氣干犯」などは部立て單位で脱落するが、四庫全書本は全て存す。その一方で却って先述の四庫全書本の誤寫は引き継いでいない。
- (10) 安居氏前掲「大唐開元占經識語考」
- (11) 安居氏前掲「開元占經異本考」八〇九、一三三、二九頁。
- (12) 例えば、最も大きな脱落は次の箇所である。吉林省圖書館本は東洋文庫本の卷九一風占にあたる内容を卷九一から九七に配當する。この部分

は各巻には首題・尾題がなく一續きになつていて、最後尾にのみ「大唐開元占經卷九十七」とあるだけで、分巻の境界が不明である。また、本文の前に小見出しを記した頁があり、それには「九十一目錄至九十七／風占 雨占 候星善惡占 元日祥瑞 八節日氣候／七十二候當不候 雜雲氣占 雲氣犯二十八宿占／雲氣犯列宿占 石氏中外官占 猛將軍陣勝負雲氣占」とある。つまり現存する本文は風占のみだが、本来は「雨占」から九七と一致するから、吉林省圖書館本でも本来この部分が卷九二から九七であつた可能性が高い。現在の状況は、卷九二から九七が脱落した後に不自然に長い卷九一を卷九一から九七に配當したものでらう。

(13) この項は直後の「納音」と接續する内容であり、また位置的に見ても本来の卷九一にあつた内容である可能性が高い。

(14) 安居氏は戴内清氏の見解(前掲論文・五九〇頁)を採り、康熙年間の舉人李鵬(字圖南)と見なすが(前掲論文八〇九頁)、なお検討の餘地がある。臺灣國家圖書館本dに圖南序を節略したと思われる無記名序があり、その後崇禎一七年の程扶世校正の識語があるから、少なくとも圖南序が書かれたのはそれ以前である。

(15) 前掲論文(注五)・三三八〜三四〇頁。

(16) 『增訂四庫簡明目錄標注』(上海古籍出版社、二〇〇〇年・第二版)子部七・術數學・占候之屬、四六七頁。

(17) 前掲論文(注五)・三四五頁。

(18) 『堯圃藏書題識』(上海遠東出版社、一九九九年)三〇九〜三一頁。黃丕烈はここで「廬江國王圖記」の藏書印を持つ『圖繪寶鑑』の裝幀が官製であることを裏付けるために、成化閣本『大唐開元占經』を引き合に出す。なお、この題識が書かれたのは一八〇二年九月である(『黃丕烈年譜』中華書局、一九八八年、二九頁)。

(19) 前掲「開元占經異本考」二三〜四三頁。なお三系統間の異同については、安居氏が恆德堂本、靜嘉堂文庫本b、東洋文庫本の卷九五を例に表をまとめている(五一〜八三頁)。ただし特に次の點に注意が必要である。すなわち當時、四庫全書本が公開されておらず、安居氏は恆德堂本II四庫全書本として對校を行った。しかし、實際には恆德堂本と四庫全書本の間にもかなりの異同がある。

(20) この内、臺灣國家圖書館本dの御製序については「闕名御製重録序」として『國立中央圖書館序跋集録』子部一(國立中央圖書館、一九九五年、七五頁)に翻刻がある。

(21) 宋元時代の禁書政策については山田慶兒「授時曆への道」(『中國の科學と科學者』同朋舎、一九七八年)に詳しい。

(22) 韓國學中央研究院編『至正條格』(유머니스트 출판, 二〇〇七年)校注本・一七五〜一七七頁。なお本資料は著者の一人である金文京氏の御教示により知り得たものである。ここに感謝申し上げる。

(23) 例えば『通制條格』卷二八・雜令・禁書に見える至元三年十一月十七日條、同十年二月條、同十八年三月條、同二十一年五月條の事例ではないずれも天文圖書等の禁書を收拾・拘收する。

(24) 馮錦榮「天元玉曆祥異賦」小考(山田慶兒・田中淡編『中國古代科學史論續編』京都大學人文科學研究所、一九九一年)第二章參照。なお馮氏は『天元玉曆祥異賦』の種本が『寶元天人祥異書』であるとする王鵬飛氏の推測を支持するが、馮氏は『寶元天人祥異書』を實見していない。筆者が宮内廳書陵部に所藏される『寶元天人祥異書』を見た限りでは、両者は配列や内容等にかんがりの違いがある。特に『開元占經』の引用は、宮内廳書陵部本では僅か一條のみであつた。こうした状況から考えて、『天元玉曆祥異賦』が引く『開元占經』六三條は、編纂時に直接參照されたものであろう。

『開元占經』調査所見表

\*<sup>○</sup>は藏書印。ただし、筆者の力不足から、載録出来なかつた印も少なからずある。

- (25) 前掲論文・第三四一～三四二頁。
- (26) 例えば、『寶元天人祥異書』は元代に禁書となり、皇帝のみ閲覧が許されたと言われる(馮錦榮氏前掲論文・二九二頁)。
- (27) 臺灣國家圖書館本aの題識に、舊藏者の陸芝榮が汪繼培の抄本より抄寫した旨、また汪本は趙魏所藏の舊校本を底本とする旨が明記されている。
- (28) 中央研究院本のみやや抄寫年代が遅く、山東の劉喜海の舊藏本であるが、彼もまた後年、公私にわたり杭州・蘇州などに長く滞在している(劉喜海年譜)、『文獻』二〇〇〇年・第二期)。
- (29) 例えば卷九五「雲氣犯心五」の末條では、復旦大學本b・靜嘉堂文庫本bは末尾を「天子斬伐百姓千里之外」とするのに對し、他の三抄本では、さらに續けて「大將亡」とある。
- (30) 靜嘉堂文庫本bは本文以外に、卷頭の形式(撰者官名の書き方、缺字等)まで復旦大學本bと一致するため、直接この本から抄出した可能性が高い。ただし、やや單純な謄寫とも見ながたい箇所もあり、さらに検討を要する。
- (31) 王彬『清代禁書總述』(中國書店、一九九九年)四二四頁。
- (32) 現在、日本科學協會「平成24年度笹川科學研究助成」を受け、卷九一から九七を中心に校訂本作成の準備を進めている。
- 1 東洋文庫本(東洋文庫本系統) 120卷  
紅格9行18字、四周雙邊、白口、單魚尾。圖南序。<sup>○</sup>「鄂忻」「何心雲」等。
- 2 靜嘉堂文庫本a(程明善本系統【抄四庫本】) 120卷
- 3 靜嘉堂文庫本b(成化閣本系統) 存卷91～97  
有格10行21字、四周雙邊、白口、單魚尾。版心「辨志書塾」。程明哲・張一熙識語。李兆洛跋。「開元占經引用諸書」あり。
- 4 靜嘉堂文庫本c(程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
無格10行20字。程明哲・張一熙識語。章全(益齋)・道甫識語。<sup>○</sup>「嚴蔚豹人」「長州嚴蔚之印」「二酉齋藏書」「章益齋鑒藏印」「秀水章氏故藏書籍之印」等。章益齋校訂本。
- 5 京大人文研本(系統不明) 存卷101～103  
無格8行20字。清・徐有任校訂本。
- 6 清恆德堂刊本(程明善本系統) 120卷  
有格10行20字、四周雙邊、白口、單魚尾。版心「恆德堂」。程明哲・張一熙識語。同版本は京大人文研・文學部、一橋大、國會圖書館、關西大學、東京大、上海圖書館、臺灣大等が所藏。『祕書集成』(團結出版社、一九九四年)所收。
- 7 中央研究院本(成化閣本系統) 120卷  
無格8行21字(正文第一葉表のみ9行) 御製序(無紀年)。<sup>○</sup>「群碧樓」  
「嘉蔭移藏書印」等。鄧邦述舊藏本。
- 8 臺灣大學本(程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
有格9行21字、左右雙邊、單魚尾、上白口・下黑口。程明哲識語。<sup>○</sup>「不在酒」「榮留大槐」「龔少文收藏書畫印」等。
- 9 臺灣國家圖書館本a(成化閣本系統) 120卷  
藍格10行21字、左右雙邊、黑口、雙魚尾。陸香圃跋・御製序(無紀年)。  
書耳「陸香圃三間草堂藏書」。陸芝榮舊藏本。
- 10 臺灣國家圖書館本b(程明善本系統【抄四庫本】) 120卷

- 藍格10行20字、左右雙邊、白口、單魚尾。程明哲・張一熙識語、道甫乾隆丙午識語。靜嘉堂文庫本cの寫し。藏「雲輪閣」「陳立炎」「无竟先生獨志堂物」「荳圃收藏」「楊印文孫」「藝士」「友年所見」「荃蓀」等。
- 11 臺灣國家圖書館本c (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
無格、12行20字。藏「仲魚圖象」「仁豐字號」「陳仲魚讀書記」「陳鱣舊藏本」。
- 12 臺灣國家圖書館本d (程明善本系統) 缺卷3・4・113・120  
紅格9行20字、左右雙邊、白口、無魚尾。程明善跋・程明哲跋・闕名氏序(程扶世校)。藏「石研齋秦氏印」「張氏藏書」「魚氏藏書」「江都藏書薛氏藏書」「熙載過眼」「小亭經目」。明・程扶世校訂本。
- 13 臺灣國家圖書館本e (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
有格9行19字、四周雙邊、白口、單魚尾。藏「臣晉涵印」「邵氏二雲」「觀書石室」等。
- 14 吉林省圖書館本(東洋文庫本系統) 120卷  
無格12行20字。東洋文庫卷本卷91相當分を卷91・97に配當。藏「樺農」「祝壽慈」「漢鹿齋金石書畫印」「朱甸清」「鐵犀盒珍藏印」等。朱甸舊藏本。
- 15 北京國家圖書館本a (程明善本系統) 存卷首・28、35・39、40・65、71・90、98(第一葉表のみ殘存)。  
有格(一部無格)9行20字、四周單邊、單魚尾。程明善跋・程明哲跋。
- 16 北京國家圖書館本b (程明善本系統) 120卷  
有格9行20字、四周雙邊、白口、單魚尾。版心「大德堂」。程明哲跋。前掲「中國科學技術典籍通彙」天文卷5册所收。程扶世校。藏「果親王府圖書記」「周暹」。
- 17 北京國家圖書館本c (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
有格13行23字、左右雙邊、白口、單魚尾。版心「勤志館」。程明哲・張一熙識語。「開元古經引用諸書」。靜嘉堂文庫本aの寫し。藏「延古堂李氏珍藏」「古膠挹白城廩主人珍藏書印記」等。
- 18 北京國家圖書館本d (成化閣本系統) 120卷  
無格12行24字。御製序(無紀年)。藏「稽瑞樓」。陳揆舊藏本。
- 19 甘肅省圖書館本a (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
藍格10行20字、左右雙邊、白口、單魚尾。道甫識語。靜嘉堂文庫本c、或いは臺灣國家圖書館本bの寫しか。藏「君若笑時我也笑」「姚晏」「曾在潘景鄭家」。
- 20 甘肅省圖書館本b (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
無格8行21字。張一熙識語(ただし紀年・記名なし)。藏「禾中氏粹撰珍藏字書書籍之印」「雲輪閣」「荃蓀」。
- 21 上海圖書館本a (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
有格8行20字、上白口下黑口、單魚尾。書耳「繡州邱氏三省齋抄本」。藏「嚴可均印」「復廬贅嫻滬上所得」等。嚴可均舊藏本(欄外書き入れ有り)。
- 22 上海圖書館本b (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
無格12行20字。古籍數字庫圖書收録。藏「結一廬藏書印」「徐乃昌讀」「復廬贅嫻滬上所得」。徐乃昌舊藏本。
- 23 復旦大學本a (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
有格9行20字、四周雙邊、白口、單魚尾。藏「救旌義門」「王氏毛山堂珍藏」。
- 24 復旦大學本b (成化閣本系統) 120卷  
紅格11行21字、左右雙邊、黑口、雙魚尾。書耳「讀未見書齋鈔本」。御製序(成化18年)。藏「仲魚圖象」「祕典」「陳仲魚讀書記」「簡莊藝文」「海寧陳氏向山閣圖書」等。黃不烈、陳鱣舊藏本。
- 25 南京圖書館本a (程明善本系統【抄四庫本】) 120卷  
有格、11行20字、左右雙邊、白口、單魚尾。程明善跋、程明哲跋、張一熙識語、訖正變序、丁丙?序、顧廣圻識語。顧廣圻と蔣二松の校注が混在。藏「八千卷樓」「善本書室」等。
- 26 南京圖書館本b (系統不明) 殘存狀況不明

未見（破損のため閲覽できず）。  
この他、西北大學本・湖南省圖書館本が確認されるが、未調査。

〔附記〕

小稿は平成二十二年度科學研究費補助金・特別研究員奨励費（課題番號 21・7564）「中國中世の鬼神觀をめぐる宗教文化史の研究」及び平成二十一年度優秀若手研究者海外派遣事業による研究成果の一部である。本調査に際して各所藏機關の方々にお世話になった。また多くの先生方・學兄諸氏の御助言を頂いた。とりわけ復旦大學吳格氏・陳正宏氏・王亮氏、長沙理工大學蔣鵬翔氏、吉林省圖書館關長榮氏、甘肅省圖書館易雪梅氏・曾雪梅氏より丁寧な御指導を賜った。加えて、第63回日本中國學會大会における口頭發表の際には、京都大學金文京氏、關西大學二階堂善弘氏より、御意見御指正を賜った。ここに心から感謝申し上げる。

なお小稿に對して、査讀委員の先生より『開元占經』が本邦の陰陽道書等に引用された例がなかったか、との御意見を賜った。本邦での受容は筆者もこれまで注意してきたが、管見の限り受容例を發見できていない。また陰陽道研究者である山下克明氏にもお伺してみたが、少なくとも本邦中世前期以前における受容例は確認できないとの御回答を頂いた。『開元占經』は日本や朝鮮等への傳播は元より、敦煌寫本中の民間占書にも傳本や引用例を確認できない。したがって本書の性格を考えてみても、やはり民間・外國への流出は制限されており、基本的には祕匿されていたように思われる。